

## 令和5年度酒田港コンテナ貨物利用促進助成事業（陸送費助成）実施要綱

### （目的）

第1条 酒田港に就航する国際定期コンテナ航路（以下「酒田港定期コンテナ航路」という。）の利用拡大を促進するため、“プロスパーポートさかた”ポートセールス協議会（以下「ポートセールス協議会」という。）は予算の範囲内で酒田港定期コンテナ航路利用に係る経費の一部を助成する。

### （定義）

第2条 この要綱における次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### （1）荷主

船荷証券（B/L）上の荷送人若しくは荷受人（以下「B/L荷主」という。）又は船荷証券（B/L）に記載のない実質上の荷送人若しくは荷受人等（以下「実質上の荷主等」という。）で、日本国内に主たる営業所を有する者をいう。

#### （2）TEU

コンテナ貨物量を表す単位で、20フィートコンテナ1個を1TEUとし、40フィートコンテナ1個を2TEUとする。

#### （3）FCL

コンテナ1個を単位として発送される大口貨物をいう。

### （助成対象者）

第3条 助成対象者は、FCLの荷主であつて、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間における酒田港定期コンテナ航路利用取扱貨物量が年間30TEU以上である荷主とする。ただし、別に定める「令和5年度酒田港コンテナ貨物利用促進助成事業（コンテナ転換支援助成）実施要綱」に基づく申請者は対象外とする。

### （助成対象期間）

第4条 助成対象期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

### （助成対象貨物量の算定）

第5条 助成対象貨物量は、助成対象期間内に酒田港に入港した酒田港定期コンテナ航路利用取扱貨物量（TEU）の合計とする。

### （助成金額）

第6条 助成金の額は、次に掲げる酒田港から発着地までの陸送距離の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。ただし、1荷主に対する助成金の上限は100万円とする。

ア 50km未満 前条に定める助成対象貨物量1TEU当たり1,000円

イ 50km以上100km未満 前条に定める助成対象貨物量1TEU当たり2,000円

ウ 100km以上150km未満 前条に定める助成対象貨物量1TEU当たり3,000円

エ 150km以上 前条に定める助成対象貨物量1TEU当たり4,000円

2 前項の規定にかかわらず、助成金交付申請額の合計が予算額を超える場合は、予算の範囲内で助成金額を決定し、交付する場合がある。

### （交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、令和6年2月1日から同年3月10日までの間に、必要書類を添えて、酒田港コンテナ貨物利用促進助成金（陸送費助成）交付申請書（様

式第1号)をポートセールス協議会に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 ポートセールス協議会は、前条の規定による申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、適正と認める場合は助成金の交付を決定し、申請者に酒田港コンテナ貨物利用促進助成金(陸送費助成)交付決定通知書(様式第4号)により通知する。

2 ポートセールス協議会は、前項の交付決定をしたときは、すみやかに申請者に助成金を交付するものとする。ただし、提出された書類のみで第3条及び第5条に定める助成要件等を満たしているか確認できない場合は、交付決定後に調査の実施により交付すべき助成金額を確定し、申請者に酒田港コンテナ貨物利用促進助成金(陸送費助成)額確定通知書(様式第5号)を通知するとともに、助成金を交付するものとする。

3 ポートセールス協議会は、前項ただし書きの調査の過程において、様式第6号により海運貨物取扱業者等関係者に照会することができる。

(助成金の返還)

第9条 ポートセールス協議会は、虚偽の申請又は不正の手段により助成金を受領した者に対し、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるほか、当事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月18日から施行する。

# 様式

## 様式一覧

様式番号	様式名称	用途
様式第1号	酒田港コンテナ貨物利用促進助成金（陸送費助成）交付申請書	対象荷主が協議会に助成金交付申請する際に提出
様式第2号	貨物照会承諾書	様式第1号に添付 B/Lの写しを添付する場合は不要
様式第3号の1	荷主確認書	実質上の荷主等が申請する場合に様式第1号に添付 B/Lの写しを添付する場合に使用
様式第3号の2	荷主確認・承諾書	実質上の荷主等が申請する場合に様式第1号 B/Lの写しを省略する場合に使用
様式第3号の3	添付書類に係る申出書	実質上の荷主等が申請する場合で、様式第3号の1又は様式第3号の2の 提出が困難な場合に、様式第1号に添付 ※貨物との関わりを示す書類の提出が必要
様式第4号	酒田港コンテナ貨物利用促進助成金（陸送費助成）交付決定通知書	協議会が申請者に対して助成金交付決定を通知する際に使用
様式第5号	酒田港コンテナ貨物利用促進助成金（陸送費助成）額確定通知書	協議会が申請者に対して助成金額の確定を通知する際に使用
様式第6号	酒田港コンテナ貨物利用促進助成金（陸送費助成）交付申請に係る取扱貨物量の確認について（照会）	協議会が海運貨物取扱業者等に照会するときに使用
様式第6号別紙	取扱貨物証明書	海運貨物取扱業者等が協議会から照会を受けた時に使用する証明様式

## 交付申請書（様式第1号）の添付書類

区分	添付書類
申請者が貨物のB/L荷主である場合 ※①、②のいずれかを添付	①様式第2号
	②B/Lの写し(R5年度コンテナ貨物分)
申請者が貨物の実質上の荷主等の場合 ※③～⑤のいずれかを添付 但し、⑤は③④によりがたい場合のみ添付可	③様式第3号の1+B/Lの写し(R5年度コンテナ貨物分)
	④様式第2号+様式第3号の2
	⑤様式第2号+様式第3号の3+貨物との関わりを示す書類

酒田港コンテナ貨物利用促進助成金（陸送費助成）

交付申請書

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会  
代表 吉村 美栄子 様

住 所  
申請者 氏名又は名称  
及び代表者職氏名

次のとおり、酒田港定期コンテナ航路を利用したので、「令和5年度酒田港コンテナ貨物利用促進助成事業（陸送費助成）実施要綱」第7条の規定により、助成金の交付を申請します。

助成金申請額 円  
＝(c)※申請額上限：1,000,000 円

<p>1 荷主区分 (いずれかを○で囲む)</p>	<p>① B/L 荷主（船荷証券(B/L)上の荷送人又は荷受人） ② 実質上の荷主等（船荷証券(B/L)に記載のない実質上の荷送人又は荷受人等） ※貨物ごとに区分が異なる場合は、両方とも○で囲む</p>			
<p>2 B/L 荷主 *申請者が実質上の荷主等である場合のみ記入</p>	住所	氏名		
	住所	氏名		
	住所	氏名		
<p>3 主な取扱品目及び助成金交付申請にかかる取扱貨物量</p>	区 分	輸 出	輸 入	合 計
	主な取扱品目			
	取扱貨物量	TEU	TEU	TEU (a)
<p>4 陸送費助成 (令和5年度コンテナ貨物量が30TEU以上の荷主が対象) ※ 単価は以下のとおり 酒田港⇄発着地陸送距離 50 km未満: 1,000 円/TEU 50 km以上 100km 未満: 2,000 円/TEU 100 km以上 150km 未満: 3,000 円/TEU 150 km以上: 4,000 円/TEU</p>	単価 (※)	取扱貨物量	助成金算定額	
	円(b)	TEU(a)	(b)×(a) 円(c)	
	酒田港までの距離 km	住所（発着地）		

5 申請者連絡先	電話番号： 担当者所属・氏名：	
6 助成金振込先	銀行名・支店名： <input type="checkbox"/> 座番号：普通・当座 <input type="checkbox"/> 座名義人：	
7 必要書類の添付 (添付した書類の区分を ○で囲む)	申請者がB/L荷主 である貨物分 (①又は②を添付)	① 船荷証券(B/L)の写し ② 貨物照会承諾書(様式第2号)
	申請者が実質上の 荷主等である貨物 分 (③～⑤のいずれかを 添付)	③ 荷主確認書(様式第3号の1)及び 船荷証券(B/L)の写し ④ 貨物照会承諾書(様式第2号)及び 荷主確認・承諾書(様式第3号の2) ⑤ 貨物照会承諾書(様式第2号)、添付書類 に係る申出書(様式第3号の3)及び当該 貨物との関わりを示す書類 ※⑤は、荷主確認書(様式第3号の1)又 は荷主確認・承諾書(様式第3号の2) の添付が困難な場合にのみ添付可
参考	酒田港以外の利用港と年間取扱貨物数量(R5年実績) _____港 (概ね TEU) _____港 (概ね TEU)	

事務局使用欄	受付日	R6年 月 日	助成金支給	適・否
認定助成金額	申請額と同額 ・ 申請額と異なる額 (			円)
特記事項				

様式第2号(様式第1号に添付。ただし、B/Lの写しを添付している場合は不要。)

## 貨物照会承諾書

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会

代表 吉村 美栄子 様

申請者

住 所

氏名又は名称  
及び代表者職氏名

令和 年 月 日付けで提出した令和5年度酒田港コンテナ貨物利用促進助成金(陸送費助成)交付申請書(様式第1号)について、貴協議会が当該助成要件等を確認するため、令和5年度酒田港コンテナ貨物利用促進助成事業(陸送費助成)実施要綱第8条第3項の規定により、海運貨物取扱業者等関係者に照会することを承諾いたします。

### 【記入にあたっての確認事項】

関係者への照会は助成要件の確認のために必要な限度で行い、得た情報はこの目的以外で使用することはありません。

様式第3号の1

(実質上の荷主等が申請する場合に様式第1号に添付。B/Lの写しを添付する場合に使用。)

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会

代表 吉村 美栄子 様

船荷証券 (B/L) 上の荷送人又は荷受人

住 所

氏名又は名称  
及び代表者職氏名

荷主確認書

下記の者が、添付の船荷証券 (B/L) に記載されている貨物の実質上の荷主等であり、令和5年度酒田港コンテナ貨物利用促進助成事業 (陸送費助成) 実施要綱に基づき助成を受けることを認めます。

記

住 所

氏名又は名称  
及び代表者職氏名

【記入にあたっての確認事項】

- ※ 船荷証券 (B/L) の写しを添付してください。
- ※ 責任と権限のある方が確認してください。

様式第3号の2

(実質上の荷主等が申請する場合に様式第1号に添付。B/Lの写しの添付を省略する場合に使用。)

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会

代表 吉村 美栄子 様

船荷証券 (B/L) 上の荷送人又は荷受人

住 所

氏名又は名称  
及び代表者職氏名

荷主確認・承諾書

下記の者が、下記2の貨物の実質上の荷主等であり、令和5年度酒田港コンテナ貨物利用促進助成事業（陸送費助成）実施要綱に基づき助成を受けることを認めます。

また、貴協議会が当該助成要件等を確認するため、同要綱第8条第3項の規定により、海運貨物取扱業者等関係者に照会することを承諾いたします。

記

1 助成を受けようとする者

住 所

氏名又は名称  
及び代表者職氏名

2 当社が船荷証券 (B/L) 上の輸出入者となっている上記1の者の貨物

区分	輸 出	輸 入	合 計
主な取扱品目			
取扱貨物量	TEU	TEU	TEU

【記入にあたっての確認事項】

- ※ 責任と権限のある方が確認してください。
- ※ 関係者への照会は助成要件の確認のために必要な限度で行い、得た情報はこの目的以外で使用することはありません。



様式第3号の3(実質上の荷主等が申請する場合に様式第1号に添付。様式第3号の1又は第3号の2の提出が困難な場合にのみ使用。)

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会  
代表 吉村 美栄子 様

申請者

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者職氏名

添付書類に係る申出書

下記の船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人について、荷主確認書（様式第3号の1）又は荷主確認・承諾書（様式第3号の2）の提出が困難であるため、これに代えて貨物との関わりを示す書類を提出します。

記

1 船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人

住 所  
氏名又は名称

---

2 申請貨物のうち上記1の者が船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人となっている貨物

区分	輸 出	輸 入	合 計
主な取扱品目			
取扱貨物量	TEU	TEU	TEU

3 貨物との関わりを示す書類

---

**【記入にあたっての確認事項】**

- ※ 「添付書類に係る申出書」及び「貨物との関わりを示す書類」は、上記1の者から助成金の交付申請がなかった場合に限り申請書の添付書類と認めます。
- ※ 上記2の貨物に係る助成金が申請者へ交付された後は、上記1の者等からの異議等については申請者による対応となります。

様式第4号(第8条第1項関係)

令和 年 月 日

(申請者名) ○○ ○○ 様

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会

代表 吉村 美栄子

酒田港コンテナ貨物利用促進助成金（陸送費助成）交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記助成金については、下記のとおり  
交付することを決定したので通知します。

記

交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

様式第5号(第8条第2項ただし書き関係)

令和 年 月 日

(申請者名) ○○ ○○ 様

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会

代表 吉村 美栄子

酒田港コンテナ貨物利用促進助成金（陸送費助成）額確定通知書

令和 年 月 日付けで交付決定をした標記助成金については、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

確定額 \_\_\_\_\_ 円

令和 年 月 日

(海運貨物取扱業者等関係者) 様

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会

代表 吉村 美栄子

酒田港コンテナ貨物利用促進助成金（陸送費助成）交付申請に係る取扱貨物量の確認について（照会）

酒田港コンテナ貨物利用促進助成金（陸送費助成）の内容を確認するため、令和5年度酒田港コンテナ貨物利用促進助成事業（陸送費助成）実施要綱第8条第3項の規定により照会します。

つきましては、別紙証明書を確認いただき、記載の上、返送願います。

なお、このたびの照会については、別添のとおり承諾を得ております。

## 取扱貨物証明書

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会  
代表 吉村 美栄子 様

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者職氏名

下記1の申請者の取扱貨物量は、下記2のとおりであることを証明します。

### 記

1 申請者

住 所 : \_\_\_\_\_

氏名又は名称 : \_\_\_\_\_

2 酒田港における定期コンテナ航路の取扱貨物（F C L）

区分	輸 出	輸 入	合 計
取扱貨物量	TEU	TEU	TEU